

和光市国民健康保険運営協議会

第5回会議録

令和6年2月1日

和光市国民健康保険運営協議会

会 議 録 (要旨)	
令和5年度 第5回 和光市国民健康保険運営協議会	
開催年月日・招集時刻	令和6年2月1日(木) 13時30分
開催場所	旧保健センター 会議室
開会時刻	13時30分
閉会時刻	14時00分
出席委員	事務局
佐々木 好評 清水 善行 和田 百合子 市島 真里 青木 二郎 内野 裕嗣 佐々木 淳 小田原 紀慧子 鈴木 正敏(会長) 富澤 仁 (10人)	健康部長 斎藤 幸子 健康部次長兼保険年金課長 梅津 俊之 健康支援課長 細野 千恵 (兼健康支援課健康増進センター所長兼健康支援課 新型コロナウイルスワクチン接種事業推進プロジェ クト・チーム・リーダー) 健康支援課健康づくり担当統括主査 端山 明子 保険年金課 課長補佐 宮園 誠吾 保険年金課国民健康保険担当統括主査 齊藤 哲也 保険年金課国民健康保険担当主任 埴岡 大将 保険年金課国民健康保険担当 大坂 秀樹
欠席委員	傍聴 0人
菅野 隆 佐藤 貴映 細田 泰雄 山崎 操(会長代理) 渡部 尚典 (5人)	
備考	会議資料 次第、資料1(税条例改正)、資料2(令和5年度補正予算案)、資料3-1(令和6年度当初予算案)、資料3-2(令和6年度当初予算案概要)、当日配布資料(ヘルスプラン抜粋(案))

発言者	会 議 内 容
梅津次長	<p>1 開会</p> <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 継続諮問事項「和光市国民健康保険ヘルスプランの策定について」、事務局から当日配布資料により説明。</p> <p>それでは諮問事項(1)和光市国民健康保険ヘルスプランの策定について、説明いたします。</p> <p>初めに、和光市国民健康保険ヘルスプラン案につきましては、年明けの1月5日、金曜日から24日、水曜日までの20日間、市民参加条例に基づきパブリックコメントを実施し、その間に合わせまして、3回の説明会を開催しました。</p> <p>説明会は、1月10日、水曜日に午後2時30分から坂下公民館3階講堂と、同日午後6時30分から和光市役所6階602会議室、それと1月14日、日曜日の午前10時から同じく602会議室で開催し、いずれの回にも3名の方が参加され、総計9名の方にご参加いただきました。</p> <p>パブリックコメントの結果としては、2名の方から3件のご意見を提出いただきました。</p> <p>続きまして、本日配付いたしました、資料をご覧ください。国民健康保険ヘルスプラン案の67頁の抜粋になります。</p> <p>パブリックコメントでご提出いただいた3件のご意見について、担当課である健康支援課で検討した結果、1件のご意見につきまして、プランに反映させることが妥当であると判断し、67頁の事業番号④の健診結果説明会、ヘルスアップ相談について、見直しを行いました。</p> <p>今回、パブリックコメントへのご意見で、厚生労働省の「飲酒ガイドライン」の施策反映について、健康課題としての飲酒についてのご意見がございました。飲酒については、本プランの中でも課題として取り上げていることから、67頁の下から2番目の表、今後の実施方法（プロセス）の改善案、目標の中に、今回、赤字で記載している文になりますが、「アルコール対策は、国における新たな</p>

発言者	会 議 内 容
梅津次長	<p>指標（飲酒ガイドライン）等の策定・公表後、新たな内容に基づき対策を進めるものとする。」という文言を追加したいと考えております。</p> <p>プラン案のその他の箇所につきましては、前回の会議で配付いたしました案のとおりになりますので、今回の見直し箇所についてご審議いただき、最終的にプラン全体について採決頂きますようお願いいたします。説明は以上になります。</p> <p>採決の結果、和光市国民健康保険ヘルスプランの策定について承認。</p> <p>（２）諮問事項「和光市国民健康保険税条例の一部改正について」、事務局から資料１により説明。</p> <p>それでは続きまして、(2)和光市国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。資料１の議案の概要をご覧ください。</p> <p>今回の税条例の改正では、ただいまご承認をいただきましたヘルスプランに基づき、保険税率を改正するとともに、令和５年度の地方税法施行令の一部改正に基づき賦課限度額を改正する内容となっております。</p> <p>具体的には、令和６年度の保険税率として、基礎課税額の所得割額を「100分の7.2」から「100分の7.3」に改め、資産割額を削り、均等割額を「18,000円」から「21,000円」に、平等割額を「18,000円」から「9,000円」に改め、後期高齢者支援金等課税額の所得割額を「100分の2.2」から「100分の2.3」に改め、介護納付金課税額の所得割額を「100分の1.7」から「100分の1.8」に改めるものになります。</p> <p>また、地方税法施行令の一部改正に基づき、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を「20万円」から「22万円」に改めるものになります。</p> <p>今回の改正の施行日は、令和６年４月１日とし、令和６年度分の国民健康保険税から適用されることとなります。</p> <p>今回の条例改正の内容は以上となりますが、引き続き条例の改正</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>について追加の説明をさせていただきます。資料がなく口頭での説明で申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。</p> <p>今回の条例改正の中で、地方税法施行令の一部改正に基づくものとして、後期分の賦課限度額を「20万円」から「22万円」に改めておりますが、実は、この改正は、令和5年度の政令改正によるもので、和光市は一年遅れの改正となっております。一年遅れで改正する理由といたしましては、本来、条例を改正するには、議会に議案を上程し、議会の審議をいただいて改正しておりますが、政令の改正が例年、年度末に行われることから、同年度で改正する場合は、条例改正議案を議会に上程することなく市長の専決処分に対応することになります。</p> <p>軽減判定所得額の増額のように、被保険者の皆様にとって利益となる改正については専決処分に対応しておりましたが、賦課限度額の増額は被保険者の皆様にとって不利益となる改正であることから、本運営協議会に諮問した上で、議会の審議を経て条例を改正すべきという考えから、一年遅れでの改正となっております。</p> <p>昨年12月に決定された令和6年度税制大綱では、令和6年度におきましても、後期分の賦課限度額を2万円引き上げる内容となっております。</p> <p>これまでの考えでは、一年遅れで改正することになりますが、第3期埼玉県国民健康保険運営方針では、政令の改正があった場合、県内すべての市町村で、政令と同日で適用することが定められております。</p> <p>また、令和6年度の税率改正では資産割を廃止するなど、税負担の軽減を図っておりますが、資産を持たない、いわゆる中間層の方々の中には、今回の税率改正で税額が上がる方もいらっしゃいます。そこで、高所得層の方々の負担は増えてしまいますが、国民健康保険税の建付けとして、賦課限度額が上がることで中間層の方々の負担が軽減されるという面もあることから、令和6年度の政令改正において、税制大綱どおりに賦課限度額の引き上げが行われた場合、和光市におきましても令和6年度分から適用できるように専決処分で行わせていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>今回の条例改正と合わせて、賦課限度額の引き上げの考え方につ</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	<p>いても、ご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。説明は以上になります。</p> <p>後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を2万円引き上げるとのことですが、それによる令和6年度予算にどのような影響がありますか。対象となる世帯数や増収額はどのような数値となりますか。</p>
梅津次長	<p>世帯数に動きがありますので、令和5年度の所得で試算したところ対象世帯は約200世帯で、約400万円の増収となる見込みです。</p> <p>採決の結果、和光市国民健康保険税条例の一部改正について承認。</p> <p>(3) 諮問事項「令和5年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」、事務局から資料2により説明。</p>
梅津次長	<p>それでは続きまして、(3)令和5年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について説明いたします。</p> <p>A4横の資料2をご覧ください。今回の補正予算では、4,281万4千円を増額するものです。資料の裏面をご覧ください。歳入では3項目ございまして、上から順になります。初めに財産収入として、財政調整基金の預金利子の確定により31万9千円を増額しております。次に繰入金になりまして、まず、一般会計繰入金につきましては、各繰入金額の確定により、3,669万5千円を増額しております。次の基金繰入金につきましては、歳出の増額補正の財源として財政調整基金からの繰入金を580万円増額しております。</p> <p>続きまして、歳出になります。初めに基金積立金につきましては、歳入で計上した利子を基金に積み立てるための歳出になります。最後に、保険給付費等交付金償還金につきましては、普通交付金の確定により、第三者行為求償、不当利得等に係る交付金を償還するものになります。</p> <p>3月の補正予算の説明につきましては、以上になります。</p>

発言者	会 議 内 容
梅津次長	<p>採決の結果、令和5年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について承認。</p> <p>（4）諮問事項「令和6年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について」、事務局から資料3-1、資料3-2により説明。</p> <p>それでは続きまして、(4)令和6年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について、説明いたします。</p> <p>当初予算につきましては、資料3-2、A4縦の資料で説明させていただきます。資料3-2をご覧ください。</p> <p>初めに、2 予算規模をご覧ください。今年度の予算は、63 億 7,161 万 1 千円で、前年度比 1,963 万 5 千円、0.31%の増額となっております。</p> <p>続いて、世帯数と被保険者数になります。令和6年度の平均見込として、世帯数は、8,965 世帯、被保険者数は 12,361 人となっております、いずれも減少傾向でございます。</p> <p>頁をめくってください。歳入になります。</p> <p>1 番上の国民健康保険税、現年課税分は、12 億 4,203 万 8 千円で、5.58%の減となっております。減額の要因といたしましては、被保険者数の減少と、保険税率の見直しで資産割を廃止したことが大きな要因となっております。</p> <p>一番数字が大きな5、県支出金ですが、こちらは大きな変更はございません。</p> <p>7の繰入金では、新たな項目として、令和6年1月1日から施行された産前産後の保険税軽減に係る繰入金を計上しております。また、大きな変更としては、キ、その他繰入金を6,000万円とし、前年度の1億円から4,000万円の減額となり、その分、(2)の基金繰入金の前年度と比較して1億円以上の増額となっております。令和6年度からの新たな税率については、基金を活用した税率としておりますので、その方向性が明確に表れた結果となっております。</p> <p>続きまして次の頁、歳出になります。</p> <p>歳出の大きな変更項目としては、3の国民健康保険事業費納付金</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	<p>が 0.58%の増額で 20 億 1,565 万 2 千円となっております。増額の率としては、上の保険給付費も同程度の 0.52%の増額となっておりますが、保険給付費は県からの普通交付金で賄われますが、納付金は原則として市の保険税で賄うこととなりますので、被保険者の皆様への影響としては、納付金の増額が大きな影響となります。</p> <p>4の保健事業では、(1)の保健衛生普及活動が 2,000 万円近い大幅な減額となっておりますが、こちらにつきましては新型コロナウイルスに係る傷病見舞金を 1,700 万円から 80 万円に減額したことが大きな要因となります。</p> <p>当初予算の説明につきましては、以上となります。</p> <p>令和 6 年度の予算編成段階で、前年度の新型コロナウイルス感染症に係る保険給付費による影響や、税率改正関係では被保険者が減少することなどによる影響はありましたか。</p>
梅津次長	<p>保険給付費については過去数年間の平均で算定しているところで、多少の受診控えはありつつも新型コロナウイルス感染症による大きな影響はありません。新型コロナウイルス感染症関係として減額となったのは傷病手当金や傷病見舞金で、支出負担が減ったものとなります。また税率改正では、資産割、平等割、賦課限度額等の変化があり、税収分は減額と見込んでいるところです。これまでの国保運営協議会で指摘があったとおり、安易に税率を上げるのではなく基本的には基金繰入金で対応することとしております。</p> <p>採決の結果、令和 6 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について承認。</p>
鈴木会長	<p>3 その他</p> <p>新型コロナウイルス感染症の状況変化がありましたが、インフルエンザ等が流行している状況でまだまだ厳しい状況であると認識しております。それらによる医療機関等で何か変化はありますか。</p>

発言者	会 議 内 容
内野委員	<p>調剤薬局の立場として状況をお伝えします。昨年、新型コロナウイルス感染症に対する特効薬について、全額公費負担であったものが、一部負担金として1～2万円程度かかるようになりました。国民健康保険についても負担が増えることが考えられますが、予算としてどの程度みていますか。</p>
梅津次長	<p>保険給付費は普通交付金でまかなわれているところです。新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに限らず、保険給付費が増加し続けると、埼玉県に収める納付金も増加することとなり、被保険者への負担増加に繋がる可能性がございます。なるべく負担増とならないように、保健事業等を活用して医療費を抑えるよう努めたいと考えております。</p>
鈴木会長	<p>新型コロナウイルスの感染状況やワクチン接種についてはどうですか。</p>
細野課長	<p>感染状況は保健所経由で週単位で報告がきているところです。メディア等であまり取り上げられておりませんが、朝霞保健所管内では増加傾向にあります。集団接種は既に終了しておりますが、特例臨時接種は1人1回の追加接種を3月まで自己負担なしで接種できます。そのあたりの案内は市民に対して周知していきたいと考えております。</p> <p>4 閉会</p>